

東京都ひとり親家庭支援事業の実施について

1. 事業目的

新型コロナウイルス感染拡大により、経済的な影響を受けやすいひとり親家庭の生活の安定を図るため、食料品等の生活必需品（以下「食料品等」という。）を提供する。

2. 対象者

令和2年5月31日を基準日とし、令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受ける者。ただし、令和2年7月31日までの間に新たに東京都内で児童扶養手当を受給することとなった者も対象とする。

3. 事業概要

対象者に食料品等を提供するためのカタログ及び申込用葉書等（以下「申込書類等」）を送付する。

対象者は、送付されたカタログから4品（1品目につき概ね2,500円相当）を選び、同封された申込用葉書又は申込用のwebサイトにより申込を行う。

対象者からの申込に基づき、食料品等の配送を行う。

4. 事業における区の事務

東京都は区及び事業者（都委託）と、それぞれ委託契約を締結し、事業を実施する。区の請負事務は以下のとおり。

- (1) 対象者抽出事務
- (2) 対象者への申込書類等の送付事務（郵送料は事業者負担）
- (3) 対象者毎の申込書類等の識別番号管理
- (4) 対象者からの申込書類等の不達、紛失等についての問い合わせ対応（事業についての問合せは事業者を案内）
- (5) 対象者へ申込書類等の送付及び当該事業の利用促進に係る広報周知 等

5. 経費 約30万円（見込） *都委託金10/10
子ども・若者部の既存予算において流用対応とする。

6. 今後のスケジュール（予定）

令和2年7月中旬	都プレス発表、都から区へ申込書類等送付
7月末まで	区から対象者へ申込書類等送付（第1回目）
8月上旬	都広報掲載、区周知（ひとり親メルマガ 等）、 区から追加対象者へ申込書類等送付（第2回目）
10月末まで	申込み受付終了
11月末まで	都との契約終了